

北区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

番号	変更箇所	変更前の用途区分	変更理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途
1	新潟市北区太夫浜字下浜山686番ほか1筆	農用地	法第13条第2項該当 具体的理由：屋外運動機能訓練場所・一時避難所の確保	1,414 m ² (畑)	屋外運動機能訓練場所・一時避難所等
2	新潟市北区名目所三丁目1191-5ほか1筆	農用地	法第10条第3項非該当 具体的理由：指定錯誤	431.47 m ² (宅地)	専用住宅 住宅兼店舗

2 変更理由

○番号1

【経済事情の変動その他情勢の推移】

申出者は、北区南浜地区の太夫浜地内において障がい者支援施設を運営している。

申出者は、新潟市の公募事業「障がい者支援施設等整備運営事業者選定」に応募し、採択され、現在の敷地内に新施設を建設する計画である。敷地内の建設予定場所は、現在、入所者の運動機能訓練場所兼来客用臨時駐車場として利用されている。

新潟県福祉保健部障害福祉課長通知「非常災害への対策について」に基づき、一時避難のための屋外スペースを確保する必要があるが、新施設建設により現敷地内で確保できない状況となるため、申出地に一次避難所の機能を持たせる必要がある。

以上のことから、屋外運動機能訓練場所・一時避難所及び来客用駐車場の増設が急務であり、既存施設の周辺地にて用地を検討した結果、やむを得ず農用地利用計画を変更するものである。

○番号2

【経済事情の変動その他情勢の推移】

新潟市北区名目所三丁目1191-5及び1191-16は、既存の住宅兼店舗及び専用住宅が建っているが、1191-16所有者が売却を検討していたところ、農振農用地区域であることが判明した。

当該地の登記事項及び関係する法令の許可状況等を調べたところ、新潟市北区農業振興地域整備計画(旧新潟農業振興地域整備計画)が策定された昭和48年12月以前に宅地となっていることが判明した。よって、本来当該地は農振農用地区域に含めるべき土地ではなかったことから、指定錯誤として農用地区域から除外するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

該当なし

5 当該変更の経緯

番号1

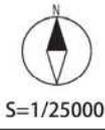
日付	事項
R5.12.19	新潟市北区農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（除外）

番号2

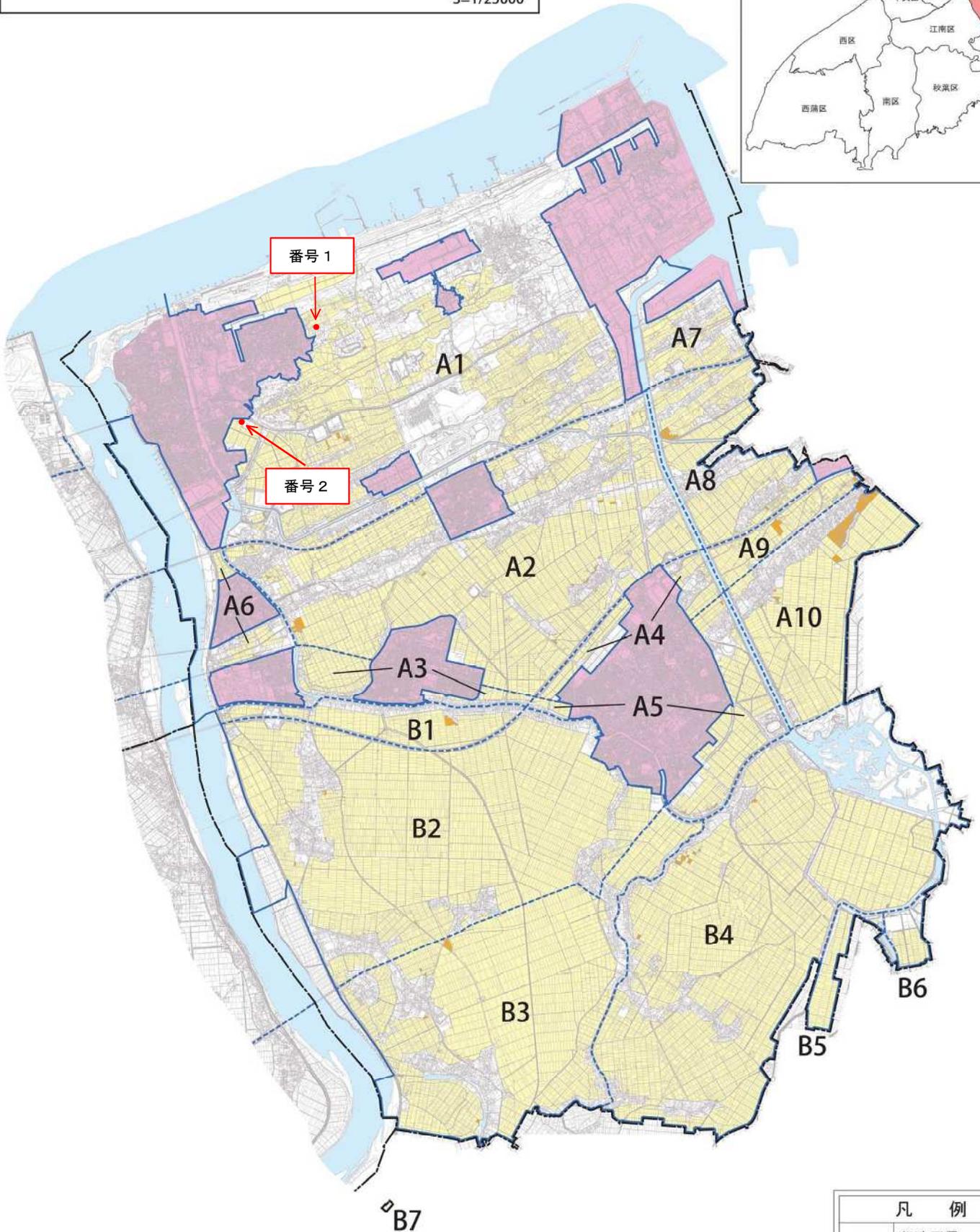
日付	事項
R6.5.7	新潟市北区農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（除外）

付図1号
土地利用計画図

北区



位置図

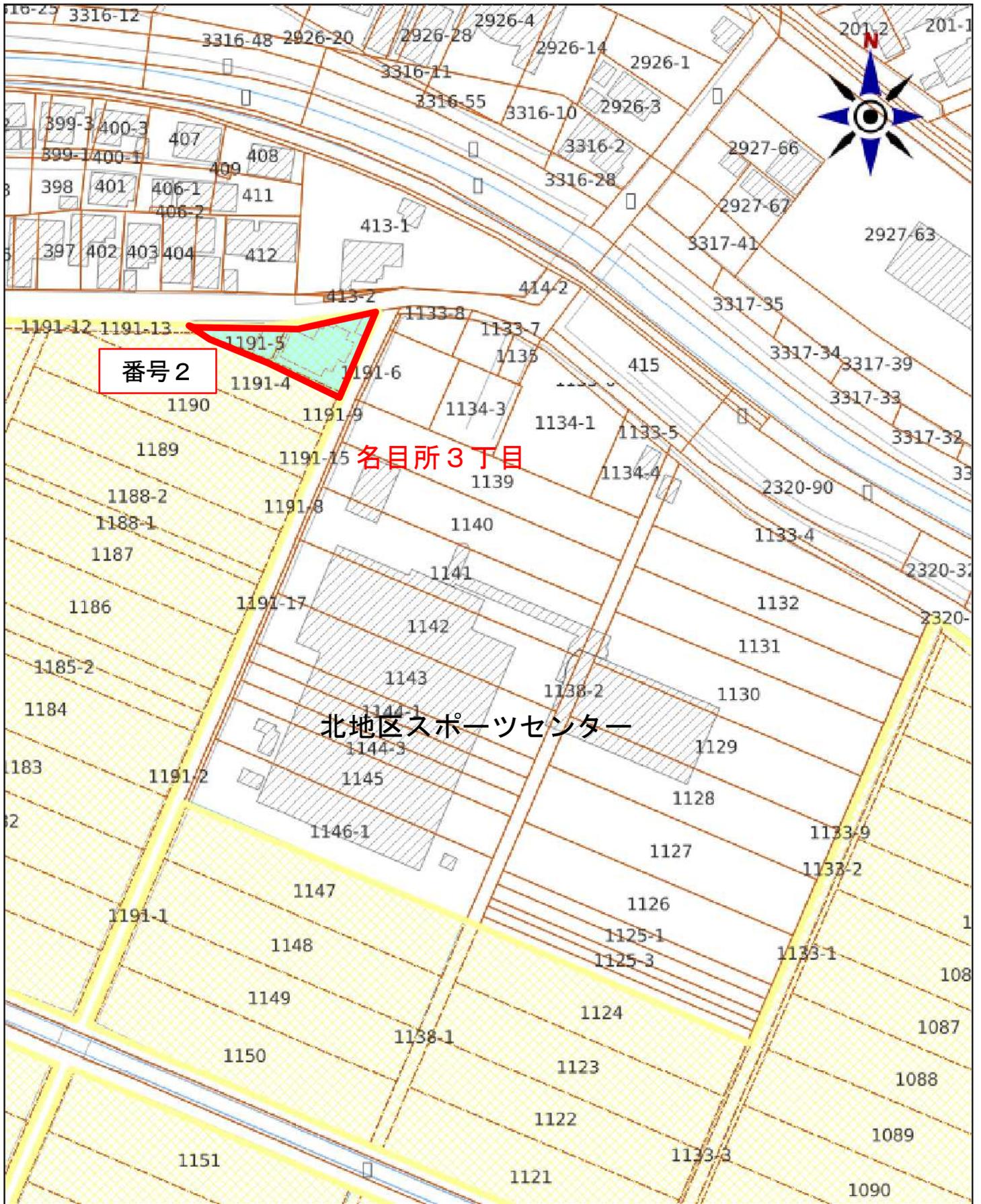


凡 例	
---	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Light Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域



※この地図は、令和6年5月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。
 ※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。
 ※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。
 ※著作権等に関する所要の出典の明示が必要です。

- | | |
|-------|---------|
| 農振ゾーン | 山林原野 |
| 農用地区域 | その他 |
| 田 | 農業用施設用地 |
| 畑 | 用途区域 |
| 樹園地 | 既存集落区域 |
| 採草放牧地 | |



※この地図は、令和6年5月現在の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の概略を表示したものです。

※詳細については、新潟市農林政策課又は区役所農政担当課までお問い合わせください。

※本農用地利用計画図における地形等は、おおよその位置及び形状を表示したものです。権利関係に使用することはできません。

※著作権等に関する所要の出典の明示が必要です。

